

過去の税制改正大綱において平成24年度の検討課題と明記されている項目（地方税関係）**（1）平成22年度税制改正大綱における記述****（イ）租税特別措置・税負担軽減措置等の見直し（平成22年度末までに期限が到来するもの等）**

租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う『政策税制措置』は、現在、国税で241項目、地方税で286項目ありますが、これらのすべてを『ふるい』にかけて、平成22年度税制改正から始まる今後4年間で抜本的に見直します。【平成22年度税制改正大綱 P9】

（2）平成23年度税制改正大綱における記述**（イ）固定資産税の負担調整措置のあり方及び固定資産の適正な評価**

固定資産税は、課税客体である固定資産がどの市町村にも広く存在しており、税源の偏りも小さく、地域主権改革の観点からも市町村税としてふさわしい基幹税目です。市町村が住民に身近な行政サービスを提供する上で、今後とも税収の安定的な確保が不可欠です。

このため、政策税制措置については、適用実態や有効性等を検証し、厳格に見直します。

また、平成24年度の評価替えに向けて、負担調整措置のあり方及び固定資産の適正な評価について検討を進めます。【平成23年度税制改正大綱 P17】

（ロ）特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行する法人が設置する図書館、博物館及び幼稚園に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税

特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行する法人が設置する図書館、博物館及び幼稚園に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、これまでの議論を踏まえ、移行状況や施設

の使用・経営実態等をさらに調査した上で、平成 23 年度に結論が得られるよう必要な検討を行います。
【平成 23 年度税制改正大綱 P113】

(ハ) 新築住宅等に係る固定資産税の減額措置

新築住宅等に係る固定資産税の減額措置については、住宅をめぐる状況が地域によって様々であることを踏まえつつ、優良な住宅ストック重視の観点から、平成 24 年度税制改正までに真摯に議論し、結論を得ます。【平成 23 年度税制改正大綱 P113】

(ニ) 事業仕分け対象独立行政法人に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置

事業仕分け対象独立行政法人に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の見直しについて、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に沿って、平成 24 年度税制改正において検討を行います。【平成 23 年度税制改正大綱 P113】

(ホ) 独立行政法人水資源機構がダムの用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置

独立行政法人水資源機構がダムの用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、平成 24 年度税制改正における見直しに向けて検討を行います。【平成 23 年度税制改正大綱 P114】

(ハ) 土地改良区が取得した換地計画において定められた換地に係る納税義務の免除

土地改良区が、土地改良法の規定による換地計画に基づき取得した創設非農用地換地を、一定の期間内に譲渡した場合における不動産取得税の納税義務の免除措置の見直しについては、その利用状況等を踏まえ、平成 24 年度税制改正において検討を行います。【平成 23 年度税制改正大綱 P114】

(ト) 社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、平成 22 年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置について、来年 1 年間真摯に議論し、結論を得ます。【平成 23 年度税制改正大綱 P114】

(チ) 適格退職年金制度の廃止に向けた取組み

平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約について、平成 24 年度税制改正において現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講ずるほか、関係府省において、受給権保護の観点から、未だ企業年金制度等への移行を行っていない適格退職年金契約の円滑な移行促進策を検討するなど適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進めます。【平成 23 年度税制改正大綱 P114】

(リ) 車体課税

車体課税については、エコカー減税の期限到来時までには、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用されている税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。【平成 23 年度税制改正大綱 P114～】

(ヌ) 地球温暖化対策に係る地方財源

地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成 24 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。【平成 23 年度税制改正大綱 P115】

(参考)

(ル) 配偶者控除

配偶者控除については、夫婦が生活の基本的単位である点を重視する考え方等から、その見直しに慎重な意見もありますが、雇用機会均等の理念から、制度が働き方の選択に対してできる限り中立的で公正なものとなるように見直すべきではないか、また、配偶者の家事労働には納税者本人にとっての経済的価値があり、配偶者の存在を担税力の減殺要因と捉えることは必ずしも適当ではないのではないか、という見直しに積極的な意見があります。

このような配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、平成 24 年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討します。【平成 23 年度税制改正大綱 P13】

(ヲ) たばこ税

平成 24 年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めた上で判断していきます。その過程で、たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととします。【平成 23 年度税制改正大綱 P21】